

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 群馬県障害者施設等共同受注窓口利用規約

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 共同受注窓口の利用（第4条－第11条）
- 第3章 ホームページの利用登録（第12条－第24条）
- 第4章 禁止事項（第25条）
- 第5章 免責事項（第26条）
- 第6章 雑則（第27条－第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下「本会」といいます。）は、本会が運営する群馬県障害者施設等共同受注窓口（以下「本窓口」といいます。）の利用等に関する規約（以下「本規約」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

（定義）

第2条 本規約において「利用者」とは、本窓口において提供する利用者向けサービス（以下「利用者向けサービス」といいます。）を利用する個人又は法人をいいます。

2 本規約において「ホームページ登録者」とは、本窓口において運営するホームページ「あったかぐんまのハートネット」（以下「窓口ホームページ」といいます。）上で、第13条による登録を行った利用者をいいます。

3 本規約において「登録事業所」とは、群馬県内に所在を置く、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、生産活動を行っている生活介護事業所及び地域活動支援センター（以下「障害者施設等」といいます。）のうち、本会が定める「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約」の規定に基づき、本窓口に登録している事業所をいいます。

4 本規約において「小口受注」とは、本窓口において斡旋し、単独の登録事業所により受注するものをいいます。

5 本規約において「大口受注」とは、本窓口において斡旋し、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文を、複数の登録事業所が合同で、又は、役割分担により受注するものをいいます。

（本窓口の目的）

第3条 本窓口は、就労に必要な知識や能力を身につけるための訓練等を実施する障害者施設等において利用者に支払われる工賃水準を向上させ、自立した生活を送れるようにするために、複数の事業所が共同して受注、販売促進及び品質管理等を行うことにより受注量の増大、販路の拡大等を図ることを目的としています。

第2章 共同受注窓口の利用

（利用者向けサービス）

第4条 利用者は、本窓口の提供する次のサービスを利用することができるものとします。

(1) 登録事業所が提供する製品及びサービスの注文について、本窓口において仲介及び

斡旋を受けることができます。

- (2) 単独の登録事業所では受注することができない、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文について、利用者が希望する場合には、複数の登録事業所が合同で、又は、役割分担により受注する大口受注の契約を、本会与結ぶことができます。

(利用条件)

第5条 本窓口の利用を希望する個人又は法人は、本規約に同意の上、利用者向けサービスの利用をすることができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する個人又は法人については、利用者向けサービスを利用することはできません。

- (1) 組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある法人の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人
- (2) 重大な法令違反等の不正な行為等があった個人又は法人
- (3) 前2号に該当する者の依頼を受けて利用しようとする個人又は法人

(利用者情報の管理)

第6条 利用者から取得する情報（以下「利用者情報」といいます。）は以下のとおりとします。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 法人名
- (6) 法人代表者氏名
- (7) 法人所在地
- (8) 担当部署
- (9) 電話番号
- (10) F A X 番号
- (11) メールアドレス
- (12) その他、利用者向けサービスの利用に当たって必要な情報

- 2 利用者情報は、本会で管理するものとします。

- 3 本会は、利用者情報について、法令の規定により開示が求められた場合及び利用者の同意が得られた場合を除き、第三者に開示又は提供等をしないものとします。

- 4 本会は、利用者情報を、本窓口の運営に係る用途で利用します。

- 5 その他、個人情報の取扱いについては、「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程」により管理します。

(利用料)

第7条 利用者向けサービスの利用料は無料とします。

(製品及びサービスの注文に係る手数料等)

第8条 本窓口を通して製品及びサービスを注文した場合の次の費用については、原則として、利用者が負担するものとします。

- (1) 代金引換に係る手数料
- (2) 口座振替に係る手数料
- (3) 製品の発送に係る費用
- (4) 包装等利用者の要望に応えるのに要する費用

- 2 前項第3号及び第4号の費用については、それぞれの登録事業所ごとに利用者に請求するものとします。

- 3 前項の規定にかかわらず、大口受注の場合には、第1項第3号及び第4号の費用につ

いて、本会から利用者に請求するものとします。

(製品の発送方法)

第9条 製品の発送方法は、利用者と当該登録事業所（大口受注の場合には本会）において調整の上、決定するものとします。

(製品の返品)

第10条 製品の瑕疵、配送中の破損、品違い、その他当該登録事業所（大口受注の場合には本会）が認める場合を除き、製品の返品はできないものとします。

2 製品の瑕疵があった場合には、利用者は、製品到着後2週間以内に、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）にその旨を連絡するものとします。

当該登録事業所（大口受注の場合には本会）で確認の上、瑕疵等が確認できた場合に限り、製品の交換を行います。

(注文の取消し)

第11条 利用者の都合により注文を取り消す場合は、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）にその旨を連絡するものとします。

その場合には、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）から、その製品及びサービスの金額を上限として、製品及びサービスの提供の準備に要した費用を利用者に請求できるものとします。

第3章 ホームページの利用登録

(ホームページ登録者向けサービス)

第12条 ホームページ登録者は、利用者向けサービスのほか、本窓口において提供することのできるものとします。

(1) 登録事業所が提供する製品及びサービスの注文について、窓口ホームページ上で登録事業所に注文することができます。

(2) 窓口ホームページ上で注文する際に、個人情報の入力省略できます。

(3) 登録事業所が提供する製品及びサービスについて、窓口ホームページ上で、「お気に入り」に登録し、一覧表示できます。

(4) 本窓口において開催する販売会等のイベントについて、情報提供を受けられます。

(5) その他本窓口において提供する各種特典を受けられます。

(利用登録)

第13条 窓口ホームページの利用を希望する利用者は、本規約に同意の上、窓口ホームページ上で登録を行うものとします。

2 本会は、利用者が前項の規定に基づき利用登録を行ったときは、窓口ホームページのユーザーIDを付与するものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する個人又は法人については、窓口ホームページに登録することはできません。

(1) 組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある法人の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人

(2) 重大な法令違反等の不正な行為等があった個人又は法人

(3) 前2号に該当する者の依頼を受けて登録の申請をしようとする個人又は法人

(登録期間)

第14条 窓口ホームページの登録期間は、ホームページ登録者が登録を解除する、又は本会が登録を取り消すまでの期間とします。

(ホームページ登録者情報の管理)

第15条 ホームページ登録者から取得する情報（以下「ホームページ登録者情報」といいます。）は以下のとおりとします。

- (1) 氏名
 - (2) 性別
 - (3) 生年月日
 - (4) 住所
 - (5) 法人名
 - (6) 法人代表者氏名
 - (7) 法人所在地
 - (8) 担当部署
 - (9) 電話番号
 - (10) メールアドレス（窓口ホームページユーザーID）
 - (11) 窓口ホームページ用パスワード
 - (12) その他、窓口ホームページの利用に当たって必要な情報
- 2 ホームページ登録者情報は、本会で管理するものとします。
 - 3 本会は、ホームページ登録者情報について、法令の規定により開示が求められた場合及びホームページ登録者の同意が得られた場合を除き、第三者に開示又は提供等をしないものとします。
 - 4 本会は、ホームページ登録者情報を、本窓口の運営に係る用途で利用します。
 - 5 その他、個人情報の取扱いについては、「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程」により管理します。
 - 6 前各項の規定は、登録の解除又は取消し後においても同様とします。

（ホームページ登録者情報の変更）

- 第16条 ホームページ登録者は、登録情報に変更が生じた場合には、変更後、遅滞なく窓口ホームページ上で変更を行うものとします。
- 2 ホームページ登録者は、既に窓口ホームページを通して発注し、受注した登録事業所が現に具体的取引に着手している場合には、当該登録事業所に報告するものとします。

（登録の解除）

- 第17条 窓口ホームページの登録の解除を希望するホームページ登録者は、窓口ホームページ上で登録の解除を行うものとします。

（登録の取消し）

- 第18条 ホームページ登録者が本規約に違反したと本会が判断した場合、又は第25条の禁止事項に該当する行為があると認められる場合には、事前の通告なく、登録を取り消すことができるものとします。

（登録料）

- 第19条 窓口ホームページの登録料は無料とします。

（製品及びサービスの注文に係る手数料等）

- 第20条 窓口ホームページを通して製品及びサービスを注文した場合の次の費用については、原則として、ホームページ登録者が負担するものとします。

- (1) 代金引換に係る手数料
 - (2) 口座振替に係る手数料
 - (3) 製品の発送に係る費用
 - (4) 包装等利用者の要望に応えるのに要する費用
- 2 前項第3号及び第4号の費用については、それぞれの登録事業所ごとにホームページ登録者に請求するものとします。
 - 3 前項の規定にかかわらず、大口受注の場合には、第1項第3号及び第4号の費用について、本会からホームページ登録者に請求するものとします。

（製品の発送方法）

第21条 製品の発送方法は、ホームページ登録者と当該登録事業所（大口受注の場合には本会）において調整の上、決定するものとします。

（製品の返品）

第22条 製品の瑕疵、配送中の破損、品違い、その他当該登録事業所（大口受注の場合には本会）が認める場合を除き、製品の返品はできないものとします。

2 製品の瑕疵等があった場合には、ホームページ登録者は、製品到着後2週間以内に、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）にその旨を連絡するものとします。

当該登録事業所（大口受注の場合には本会）で確認の上、瑕疵等が確認できた場合に限り、製品の交換を行います。

（注文の取消し）

第23条 ホームページ登録者の都合により注文を取り消す場合は、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）にその旨を連絡するものとします。

その場合には、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）から、その製品及びサービスの金額を上限として、製品及びサービスの提供の準備に要した費用をホームページ登録者に請求できるものとします。

（著作権、知的財産権）

第24条 窓口ホームページ上のデータ、画像、システム等（本窓口以外の広告及び登録事業所が掲載したものを除く。）の著作権は、群馬県に帰属するものであり、群馬県の許可がない限り、利用することはできないものとします。

2 各登録事業所が窓口ホームページに掲載したデータ、画像の著作権は、掲載した登録事業所に帰属するものであり、当該登録事業所の許可がない限り、利用することはできないものとします。

第4章 禁止事項

（禁止事項）

第25条 本窓口を利用するに当たり、以下の行為を禁止します。

- (1) 製品及びサービスについて、虚偽、不当な注文をすること
- (2) 窓口ホームページ登録時に虚偽の内容を登録すること
- (3) 本窓口の利用を通して、本会及び登録事業所に意図的に不利益又は損害を生じさせること
- (4) 窓口ホームページのユーザーIDを、他人へ貸与又は譲渡すること
- (5) 窓口ホームページのプログラム等を不正に使用又は改ざんすること
- (6) 本窓口の運営を不当に妨害し、本会及び登録事業所に不利益を生じさせること、又はその恐れがある行為
- (7) 公序良俗及び法令に違反する行為、又はその恐れがある行為
- (8) その他、本会が不適切と判断する行為

第5章 免責事項

（免責事項）

第26条 本窓口の運営に係る本会の免責事項は次のとおりとします。

- (1) 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断、遅滞並びに中止、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他、窓口ホームページの利用に関して利用者に生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとします。

ただし、損害の原因が本会の責めに帰すべき事由によるときは、本窓口において斡旋し、利用者が登録事業所と現に具体的取引に着手していた場合に限り、当該取引の金額を上限として責任を負うものとします。

- (2) 利用者と登録事業所との取引に当たり、利用者が負った損害については、本会は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 利用者と登録事業所の間、本窓口の運用に関し、紛争が生じた場合、又は第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権若しくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、本会は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 天災、火災、停電、戦争、テロ等の不可抗力により、サービスの提供が不可能となった場合に、本会は、サービスの一部又は全部の提供を中断することがあります。
また、この中断により利用者に生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 本会は、窓口ホームページのコンテンツ、デザイン等を予告なく変更することができるものとします。

第6章 雑則

(管轄裁判所)

第27条 本会と利用者との間に紛争が生じた場合は、前橋地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

(本規約の変更)

第28条 本会は、利用者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。

また、本規約の変更の効力は、別途本会が明示的に定める場合を除き、窓口ホームページ上での公表をもって生じるものとします。

(その他)

第29条 この規約に定めのない事項については、本会理事会の決議により別に定めます。

附 則

この規約は、平成26年10月1日から施行する。